

	区内
	区外

担当	館長	月 日
		保存3年
		公開

申請のとおり承認する

展示室(ホール) 備品利用申請書

年 月 日

提出先:すみだ産業会館 指定管理者

○予約番号 _____

○窓口に来られた方 _____

○団体名 _____

○問合せ先 TEL () _____

○利用区分 A B C D ○利用期間 月 日 ~ 月 日 : ~ :

○支払い方法【 現金 クレジット 振込(/ /)】 ○印をつけてください

◆備品の利用料金は、会期終了後ご精算をお願いします。

下記のとおり利用したく申請します。

記

【有料備品】 ※備品数量は『予定数』のみご記入ください。利用当日使用実数をカウントして請求いたします。												
品目	貸出限度	税込料金	予定数	/	/	/	/	/	/	/	合計数	金額
商談机(大)	150	¥120										
商談机(小)	15	¥60										
演台セット 大/小(花台付)	2	¥600										
舞台セット	1	¥3,000										
放送設備(マイクセット)	1	¥1,800										
展示台	115	¥120										
DVD	2	¥1,200										
CD・ラジカセ	3	¥470										
プロジェクター	5	¥3,000										
掛け図式スクリーン(A~C)	1	¥2,000										
スポットライト(LED)	30	¥200										
USB付ホワイトボード	1	¥1,000										
※事務処理欄	利用料金小計											
	システム入力											
【無料備品】												
椅子	550	¥0										
預かり棚	4	¥0										
高所作業台	1	¥0										
仕切り用パネル	30	¥0										
移動式スクリーン(D用)	1	¥0										
ホワイトボード	1	¥0										
備考												

備品利用料金合計

●確認者サイン

業務連絡 報告書(青)	システム 入力(PC)	振込台帳 (緑)	WS 精算

すみだ産業会館 個人情報の取扱いについて

- すみだ産業会館、墨田区が所有する施設の利用及び事業に関する全ての書類で記入された個人情報は墨田区に帰属します。
- 取得した個人情報は個人情報保護法に則り、適切に管理を行います。
- 指定管理者（株式会社 丸井）は、墨田区条例及び規則に定める事業を遂行する範囲内でのみ利用者の個人情報を取得し、利用します。主な事業は以下の通りです。
 - すみだ産業会館 各室利用予約・利用申請など
 - 施設予約システムによる区内他施設の利用予約・利用申請など
 - すみだ産業会館、墨田区、墨田区が定める公的団体が実施する事業の参加申込、事業案内の送付（希望者のみ）など
- 取り扱う個人情報は直接本人から取得いたします。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
 - 本人の同意を得たとき
 - 法令又は条例に定めのあるとき
 - 本人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき
 - 出版、報道等により現に公知性のある個人情報を取得するとき
 - 指定実施機関（墨田区長）があらかじめ墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会の意見を聞いて、本人以外のものから取得することを特に必要と認めたとき
- 取得した個人情報は外部に提供、開示いたしません。ただし、次のいずれかに該当する場合はその全部または一部を外部に提供、開示する場合があります。
 - 本人の同意を得たとき
 - 法令又は条例に定めのあるとき
 - 本人の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき
 - 墨田区条例及び規則に定める事業を遂行するために、必要最小限の範囲で情報を提供する場合（例：すみだ産業会館、錦糸町マルイの共用部の利用に関する届出《※搬入出時の使用届など》に必要な情報）
 - 公的機関から法律に基づく正式な照会を受けた場合
- 取得した個人情報については開示請求、訂正要求、利用停止要求を行う事が出来ます。この場合、個人情報保護法に則り、適切に対応致します。

すみだ産業会館 指定管理者

株式会社 丸井

2023.4.改訂 サイズA4 株式会社 丸井